令和元年　№1

〇規程等様式に記載されている元号の表記に関する取扱要項

制定理由

　本学の規程等に定められている様式に記載されている元号の表記に関し、必要な事項を定めるものである。

承認経過

　令和元年５月22日　役員会　審議・承認

規程等様式に記載されている元号の表記に関する取扱要項を次のように制定する。

令和元年５月23日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

規程等様式に記載されている元号の表記に関する取扱要項

規程等様式に記載されている元号の表記に関する取扱要項を別紙のとおり制定する

規程等様式に記載されている元号の表記に関する取扱要項

（令和元年５月 23 日
制　　定）

（目的）

第１条　この要項は，本学の規程等に定められている様式に記載されている元号の表記に関し，改元に伴い必要な事項を定めることにより，規程等の管理を円滑に行うことを目的とする。

（定義）

第２条　この要項において，「規程等」とは，「国立大学法人東京学芸大学の規程等の制定改廃に関する規程」第２条各号に定めるものをいう。

（元号の取扱い）

第３条　現に施行されている規程等の様式に記載されている元号は，これを削除する。

２　新たに規程等で様式を定める際には，元号の表記はしない。

附　則

この要項は，令和元年５月 23 日から施行し，令和元年５月１日から適用する。